

議案第100号

西春日井広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西春日井広域事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成27年11月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、愛知県事務処理特例条例に基づき、組合市町が処理することとされた事務のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務を組合で共同処理するに当たり、組合の共同処理する事務に関する規定を追加するため、本組合同規約の一部を改める必要があるからである。

西春日井広域事務組合同規約の一部を改正する規約

西春日井広域事務組合同規約（平成15年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「煙火の消費に係る事務」の次に「及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務」を加える。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。